## 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税管理に関する事務 全項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、地方税管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

静岡市長

#### 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

#### 公表日

平成30年12月25日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

Ι	基本情報
(	別添1)事務の内容
п	特定個人情報ファイルの概要
(	別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
V	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	

## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税管理に関する事務(個人住民税)	
②事務の内容 ※	地方形法等の法令に従い個人市民税・県民税(以下「個人住民税」という。)の管理に関する以下の事務 を行う。 を記録業務> 1 課稅準備事務 (1) 事業所情報の登理 (2) 総括表の発送 (2) 総括表の発送 (2) 能括表の発送 (2) 能技者と、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③対象人数		

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	1 宛名照会機能 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民登録者、住民登録外者)等を照会し、個人番号の照会を行う。 2 住登外者の登録・更新機能 住民登録外(以下「住登外」という。)課税者の宛名情報を登録・更新する。 3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等の基本情報を登録・更新する。 4 送付先の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納税管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行う。 5 業務関連フラグ設定機能 当該宛名番号について各業務(税目)における使用の有無情報を設定する。 6 住民記録連携機能 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携し、個人番号を取得する。 7 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する。 8 宛名情報連携機能 共通基盤システム(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する。	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 庁内連携システム	
	[ O ] 税務システム	
	[〇]その他 (国民健康保険システム、国民年金システム)	

システム2~5		
システム2		
①システムの名称	税務システム(個人住民税システム)	
②システムの機能	(1) 辞与支払報告書総括表作成機能 (2) 新年度個人基本作成機能 (3) 市民税・県民税申告書作成機能 (3) 市民税・県民税申告書作成機能 (3) 市民税・県民税申告書作成機能 2 課税資料受付事務向け機能 (3) 市民税・県民税申告書作成機能 との照合時に個人番号を活用する。 3 賦課決定事務向け機能 (1) 資料符合(自動合算)機能 課税資料ファイルを個人単位に名寄せ(併合)し、所得・所得控除、税額を算出し課税ファイルを作成する。 (2) 特別徴収当初賦課機能 ア 特別徴収対象者の課税内容を確定処理し、特別徴収税額決定通知書等を作成する。 イ 収納・滞納整理・電システムへの税額引能ファイルを作成する。 (3) 普通徴収及び年金特数対象者の課税内容を確定処理し、普通徴収納税通知書等を作成する。 (4) 他業務提供用ファイル作成機能 確定した賦課データの他業務システム場供用ファイルを作成する。 4 賦課更正事務向け機能 (1) 賦課更正処理機能 オンライン人力された異助データを確定処理し税額決定・変更通知書を作成する。 (2) 他業務システム用連携ファイル作成機能(観課更動分) 異動分の他業務システム用の連携ファイルを作成する。 5 事後調査事務向け機能 (1) 財選更正時に確認した所得税非違事項について連絡箋(地方税法第317条に基づく通知)等を作成する。 5 事後調査事務向け機能 (1) 非選事項連絡箋作成機能 賦課・更正時に確認した所得税非違事項について連絡箋(地方税法第317条に基づく通知)等を作成する。 6 オンライン機能 (1) 非認知事権を取扱・登録・変更機能 (2) 資料照会・登録・変更機能 (3) 資料照会・登録・変更機能 (1) 課報対象者情報の照会・登録・変更機能 (1) 課報対象者情報の照会・登録・変更機能 (1) 課報対象者情報の照会・登録・変更機能 (2) 資料照会・登録・変更機能 (3) 資料照会・登録・変更機能 (3) 資料照会・登録・変更機能 (3) 資料照会・登録・変更機能 (3) 資料照会・登録・変更機能 (3) 資料照会・登録・変更機能 (4) 事業所開会・登録・変更機能 (5) 帳票発行機能 申請に応じて、課税(所得)証明書及び納税証明書を発行する。	
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム         [ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム         [ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム	
	[〇]その他 (国民健康保険システム、国民年金システム)	

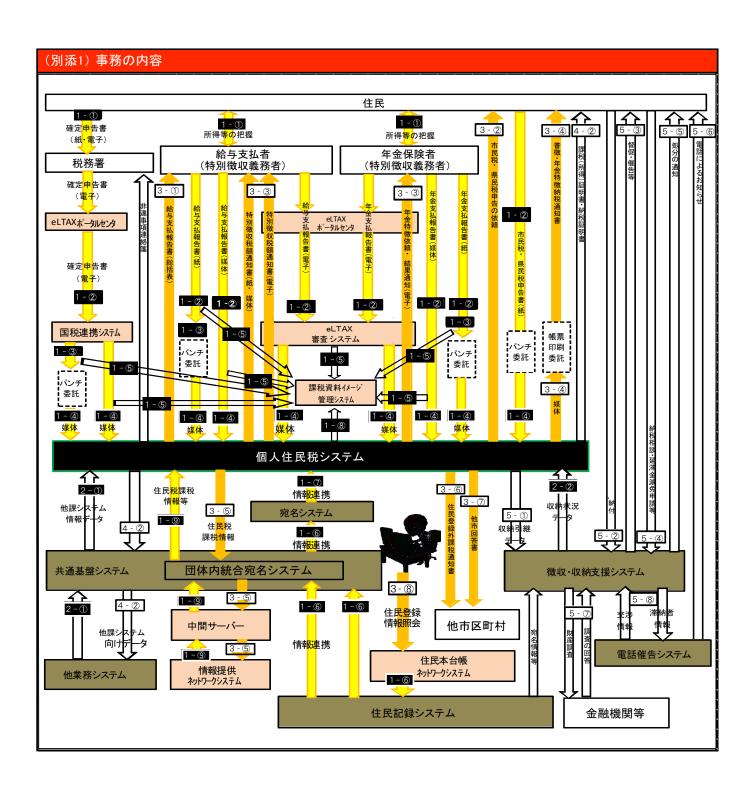
システム3		
①システムの名称	電子申告審査システム(eLTAX)	
②システムの機能	1 申告データの審査・管理機能 地方税ポータルセンタに提出された給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を審査・管理する。 2 申請・届出データの審査・管理機能 地方税ポータルセンタに提出された各種申請・届出を審査・管理する。 3 申告データの連携機能 個人住民税システムへ申告データを連携する。 4 特別徴収税額通知データの連携機能 特別徴収義務者に対して、地方税ポータルセンタを通じて特別徴収税額の通知データを送信する。 5 公的年金等からの特別徴収に係る通知送受信機能 年金保険者に対して、地方税ポータルセンタを通じて年金特徴に係る通知データを送受信する。	
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ]税務システム</li> <li>[ ○]その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX)</li> </ul>	
システム4		
①システムの名称	国税連携システム	
②システムの機能	1 国税庁からのデータ受信・国税庁へのデータ送信機能 国税庁より地方税ポータルセンタを通じて提供される所得税確定申告書、法定調書等を受領する。 2 市町村間のデータ送受信機能 市町村間で回送用確定申告書等のデータを送受信する。	
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ] 既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ] 税務システム</li> <li>[ ○] その他 (地方税ポータルセンター</li> </ul>	

システム5				
①システムの名称	徴収・収納支援システム			
②システムの機能	1 入金消込処理機能 2 口座振替処理機能 3 収納状況等照会・納付書発行機能 4 還付充当処理機能 5 督促催告処理機能 6 督促状返原公示処理機能 7 決算調査用機能 8 滞納者管理機能 9 納税者基本情報管理機能 10 催告書発行機能 11 財産調査関係機能 12 滞納処分機能 12 滞納処分機能 13 不納欠損管理機能 14 その他機能			
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等 [ ]その他 (	] [ ]	] 庁内連携システム ] 既存住民基本台帳システム ] 税務システム	)
システム6~10				
システム6				
①システムの名称	電話催告システム			
②システムの機能	1 電話催告対象者リストCSVの取込機能 2 電話催告対象者の個人票の表示機能 3 電話催告対象者の電話催告記録の登録・閲覧機能 4 電話催告記録のCSV出力機能			
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[	] 庁内連携システム	
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[	] 既存住民基本台帳システム	
	[ ] 宛名システム等	[	〕税務システム	
	[ ]その他 (			)

システム7			
①システムの名称	共通基盤システム(団体内統合宛名システム)(庁内連携基盤と同義)		
②システムの機能	1 住民基本台帳情報の連携 住民記録システム(既存住基システム)で登録された異動情報を、他業務システムに提供する。 2 各種資格情報の連携 他業務システムで登録された各種資格情報を、住民記録システムに提供する。 3 符号取得 情報保有期間内で利用する「統合宛名番号」を付番後、中間サーバーに通知し、符号所得に必要な「処理番号」を取得後、住民記録システムに通知する。 4 宛名番号管理機能 統合宛名番号、個人番号、業務システムの個々の宛名番号を紐づけ、その情報を保管・管理する。 5 中間サーバー連携 統合宛名番号を利用し、中間サーバーに各種特定個人情報を照会・提供する。		
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ○ ] 死存住民基本台帳システム</li> <li>[ ○ ] 宛名システム等</li> <li>[ ○ ] 税務システム</li> <li>中間サーバー、証明発行システム、公営住宅管理システム、学齢簿システ</li> <li>[ ○ ] その他</li> <li>( ム、戸籍総合システム、健康推進システム、災害時要援護者避難支援管理シンステム、福祉総合システム、介護保険システム</li> </ul>		
システム8			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	中間サーバー  1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために 利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会及び提供受領を行う。 3 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4 住民記録システム接続機能 申間サーバーと住民記録システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得の連携を行う。 8 セキュリティ管理機能 暗号化/複合機能と、鍵情報及び情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 申間サーバーを「報表」とは「報表」とは「報表」とは「表述に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。		
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム		

システム9		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	1 本人確認情報検索照会機能 住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において入力された個人番号又は4情報(氏名・住所・性別・ 生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一 覧を画面上に表示する。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ O]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム         [ ]その他 ( )       )	
システム10		
①システムの名称	課税資料イメージ管理システム	
②システムの機能	1 課税資料のイメージデータの生成機能 (1)給与支払報告書及び年金支払報告書、確定申告書の数値データから疑似イメージを作成する。 (2)給与支払報告書及び年金支払報告書、確定申告書等書面の課税資料について、スキャナによりイメージデータを作成する。 2 課税資料の登録機能 課税資料のイメージデータを取り込む。 3 課税資料の検索・参照機能 宛名番号、個人番号、住民情報(課税資料番号、カナ氏名、生年月日、住民コード等)、事業所情報(カナ名称、指定番号等)で検索し、課税資料を参照する。 4 課税資料の出力機能 取り込んだイメージデータをPDFファイルに変換して出力する。 5 課税資料イメージデータの保管機能 取り込んだイメージデータの保管機能 取り込んだイメージデータを8年度分保存する。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム         [ ]その他 ( )       )	
3. 特定個人情報ファイル名		
個人住民税特定個人情報ファイ	· ル	
4. 特定個人情報ファイルを	取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul><li>1 番号制度開始により、課税資料等へ個人番号が記載されることになり、受付した課税資料を基に個人住民税システムで賦課データを作成するため。</li><li>2 事務全般で本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められるため。</li><li>3 情報提供ネットワークシステム介して他市町村、他機関に提供する必要があるため。</li></ul>	
②実現が期待されるメリット	1 事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)所得証明書や住民票の添付省略 (2)法定調書の提出に係る事業者負担の軽減 (3)各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略 2 行政事務の効率化と、より公平で正確な税負担の実現(所得の過少申告等の防止) 効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受 給や税の不正還付等を防止することができる。	

5. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税にに 関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの。 (注)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 ・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。		
6. 情報提供ネットワークシ	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)実施する</li><li>2)実施しない</li><li>3)未定</li></ul>		
②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び番号法別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、4 8、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 2 番号法第19条第7号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。(1)「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの」(2)「都道府県知事」より「障害者関係情報であって主務省令で定めるもの」(3)「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」(4)「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの」(5)「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であって主務省令で定めるもの」(6)「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの」		
7. 評価実施機関における	担当部署		
①部署	財政局税務部市民税課、納税課		
②所属長の役職名	市民税課長、 納税課長		
8. 他の評価実施機関			



#### (備者)

- 1 データ収集の流れ(個人番号含む)
- ① 住民(=納税義務者)が給与支払者・年金保険者へ扶養親族の申告、所得税確定申告書、市民税・県民税申告書を提出
- ② 税務署及び給与支払者・年金保険者から提出された確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を受付
- ③ 受付した課税資料をデータ化し個人住民税システムへ登録するためパンチ委託業者へ送付
- ④ データ化された課税資料を個人住民税システムへ登録
- ⑤ 課税資料のイメージデータを生成し、課税資料イメージ管理システムへ登録
- ⑥ 住民基本台帳ネットワークシステムから生成した個人番号等の住民記録情報を団体内統合宛名システム・宛名システム等へ連携
- ⑦ 宛名システムを参照し、賦課期日現在の課税対象者情報を個人住民税システム上に作成
- ⑧ 宛名番号や個人番号などを課税資料のイメージデータに紐づけるデータを課税資料イメージ管理システムに登録
- ⑨ 情報提供ネットワークシステムにより静岡市以外の住民登録者の課税状況等を照会
- 2 データ収集の流れ(個人番号含まない)
- ① 個人住民税の賦課に必要となる福祉関連情報(生活保護情報等)を個人住民税システムへ登録
- ② 個人住民税の賦課データに対する収納情報を徴収・収納支援システムより個人住民税システムへ登録
- 3 データ提供・発出の流れ(個人番号を含む)
- ① 給与支払者に対し総括表・給与支払報告書の提出依頼
- ② 住民に対し市民税・県民税申告書の提出依頼
- ③ 特別徴収義務者となる給与支払者又は年金保険者に対し、特別徴収税額決定(変更)通知書の送付
- ④ 普通徴収納税通知書データを作成し、印刷及び封入業者へ送付。印刷・封入後、納税義務者あて発送。 ⑤ 決定した賦課情報を団体内統合宛名システムを経由して情報提供ネットワークシステムへ登載。
- ⑥ 住民登録外課税者の住民登録地へ住民登録外課税通知書を送付
- ⑦ 書面による課税状況等の照会に対する回答
- ⑧ 住民登録不明者に対し、住基ネット端末による住民登録地等の照会
- 4 データ提供・発出の流れ(個人番号を含まない)
- ① 住民税賦課情報を徴収・収納支援システムへ引き継ぎ
- ② 住民税賦課情報を参照する他業務(福祉関係等)への情報提供(移動)
- ③ 住民税賦課情報より課税証明書・納税証明書を発行
- 5 収納・徴収関係システム等に係るデータ収集及び提供
- ①住民税賦課情報を徴収・収納支援システムへ引き継ぎ
- ②納税義務者が納付した税額を収納システムのデータと照合・消込み
- ③滞納者に対し督促状、催告書の発送
- ④滞納者に対する納税相談、延滞金減免申請受付
- ⑤滞納処分に関する通知発送
- ⑥滞納者に対する電話催告
- ⑦滞納者の差し押さえ債権に関する調査
- ⑧電話催告システムへの滞納者情報及び折衝記録の連携

### I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税管理に関する事務(固定資産税・都市計画税)	
②事務の内容 ※	地方税管理に関する事務(固定資産税・都市計画税の管理に関する業務で以下の事務を行う。	
③対象人数	<選択肢> [ 30万人以上 ] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	宛名システム	
②システムの機能	1 宛名照会機能 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民登録者、住民登録外者)等を照会し、個人番号の照会を行う。 2 住民登録外課税者の登録・更新機能 住民登録外課税者の宛名情報を登録・更新する。 3 法人の登録・更新機能 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報を登録・更新する。 4 送付先の照会・登録・更新機能 送付物の送付先、納税管理人・相続人・清算人等の照会・登録・更新を行う。 5 業務関連フラグ設定機能 当該宛名番号について各業務(税目)における使用の有無情報を設定する。 6 住民記録連携機能 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携し、個人番号を取得する。 7 他業務向け宛名情報ファイル作成 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する。 8 宛名情報連携機能 共通基盤システム(団体内統合宛名システム)へ個人番号付きの宛名情報を送信する。	
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ○]庁内連携システム</li><li>[ ○]既存住民基本台帳システム</li><li>[ ○]税務システム</li></ul>	
	[〇]その他 (国民健康保険システム、国民年金システム)	

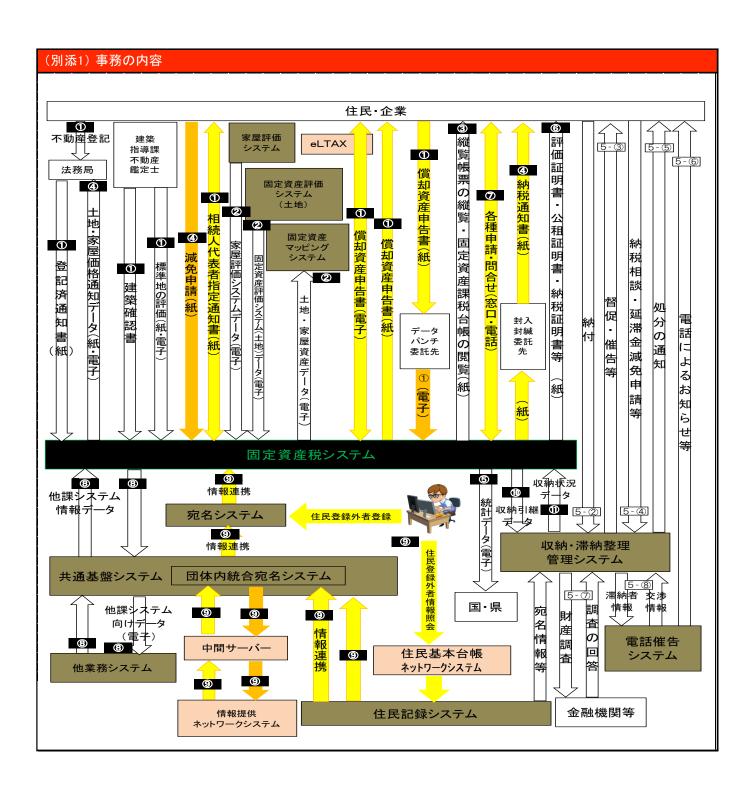
システム2~5		
システム2		
①システムの名称	税務システム(固定資産税システム)	
②システムの機能	1 賦課決定事務向け機能 (1)評価登録 マッピングシステムや路線価付設システム及び家屋評価システムからのデータ連携を行う。 (2) 当初賦課処理 ア 資産ごとに登録した課税資料を個人単位(宛名番号単位)に名寄せし税額等をを算出した賦課ファイルを作成する。エラデータに対しては各種エラーリストを作成する。 イ 収納・滞納整理管理システムへの税額引継ファイルを作成する。 (3)納税通知書作成機能 賦課データを作成・更正し、庁内で納税通知書を印刷し、外部業者に委託し納税通知書の封入封緘を行う。 2 賦課異動事務向け機能 (1) 賦課異動分を対象に固定資産価格の決定(修正)通知書及び納税通知書を作成する。収納・滞納整理管理システムへの税額連携ファイルを作成する。 3 オンライン機能 (1) 課税対象者情報の照会・登録・変更機能 賦課期日時点の住民記録情報を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。 (2)課税限会・登録・変更機能 課税情報の照会・登録・変更機能 課税情報の照会・登録・変更機能 課税情報の照会・登録・変更機能 事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。 (4)宛名情報の照会・登録・変更機能 宛名情報の照会・登録・変更機能 宛名情報の照会・登録・変更機能 第条情報の照会・登録・変更機能 の名の記録・変更を行う。 (4)宛名情報の照会・登録・変更を行う。 (4)宛名情報の照会・登録・変更を行う。 (5)帳票発行機能 (1)収納・滞納整理管理システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。 (2)収納・滞納整理管理システムから連携された賦課決定・更正情報を取り込む。 5 証明書発行機能 申請に応じて、固定資産税課税台帳登録事項証明書、評価証明書、公課証明書、償却資産課税台帳、名寄帳、納税証明書を発行する。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ O ]庁内連携システム [ O ] 庁内連携システム [ O ] 一方内連携システム [ O ] 一方内連携システム	
	[○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (国民健康保険システム、国民年金システム )	

システム3			
①システムの名称	電子申告審査システム(eLTAX)		
②システムの機能	1 申告データの審査・管理機能 eLTAXを通じて提出された償却資産申告書等を審査・管理する。 2 申請・届出データの審査・管理機能 eLTAXを通じて提出された各種申請・届出を審査・管理する。 3 申告データの連携機能 固定資産税システムへ申告データを連携する。 4 プレ申告データの連携機能 納税義務者に対して、償却資産申告書のプレ申告データを送信する。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム		
(回じのアス) 立との 接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[O]その他 (地方税ポータルセンター)		
システム4			
①システムの名称	家屋評価システム		
②システムの機能	建築確認情報を取り込み、登記情報、家屋補充課税台帳等から家屋の所有者情報を登録し、家屋評価を実施するシステム。 評価情報を管理し、税務システムと連携して固定資産税・都市計画税の賦課・収納の業務に供する。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[ ]その他 ( )		
システム5			
①システムの名称	マッピングシステム		
②システムの機能	課税客体(土地・家屋)の現況を把握する基礎資料とするため、航空写真画像、地番現況図、家屋現況図、課税分割線、画地、路線価付設街路図及び属性情報等を保有し、所在地番や所有者名等で検索し、条件に該当する課税客体を画面上に表示する。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム		
③他のシステムとの接続	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム		
(の) はい アストム こり すが	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム		
	[ ]その他 ( )		

\ == 10.10			
システム6~10			
システム6			
①システムの名称	路線価付設システム		
②システムの機能	価格形成要因を比準表に基づき数値化し、主路線の価格から比準して路線価を算定するシステム。		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム         [ ]その他 ( )		
システム7			
①システムの名称	収納・滞納整理管理システム		
②システムの機能	<ol> <li>入金消込処理機能</li> <li>口座振替処理機能</li> <li>収納状況等照会・納付書発行機能</li> <li>還付充当処理機能</li> <li>督促催告処理機能</li> <li>督促状返戻公示処理機能</li> <li>決算調査用機能</li> <li>滞納者管理機能</li> <li>納税者基本情報管理機能</li> <li>財産調査関係機能</li> <li>財産調査関係機能</li> <li>ボ納処分機能</li> <li>不納欠損管理機能</li> <li>その他機能</li> </ol>		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]庁内連携システム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]税務システム [ ]税務システム [ ]その他 ( )		
システム8			
①システムの名称	電話催告システム		
②システムの機能	1 電話催告対象者リストCSVの取込機能 2 電話催告対象者の個人票の表示機能 3 電話催告対象者の電話催告記録の登録・閲覧機能 4 電話催告記録のCSV出力機能		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )		

システム9			
①システムの名称	共通基盤システム(団体内統合宛名システム)(庁内連携システムと同義)		
②システムの機能	1 住民基本台帳情報の連携 住民記録システム(既存住基システム)で登録された異動情報を、他業務システムに提供する。 2 各種資格情報の連携 他業務システムで登録された各種資格情報を、住民記録システムに提供する。 3 符号取得 情報保有期間内で利用する「統合宛名番号」を付番後、中間サーバーに通知し、符号所得に必要な「処理番号」 を取得後、住民記録システムに通知する。 4 宛名番号管理機能 統合宛名番号、個人番号、業務システムの個々の宛名番号を紐づけ、その情報を保管・管理する。 5 中間サーバー連携 統合宛名番号を利用し、中間サーバーに各種特定個人情報を照会・提供する。		
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li></ul>		
システム10			
①システムの名称	中間サーバー		
②システムの機能	中間サーバー  1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するため に利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 4 住民記録システム接続機能 中間サーバーと住民記録システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供データベース管理機能 特定個人情報の配会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 昨号化/複合機能と、鍵情報及び情報提供ネットワークシステム配信マスター情報を管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。		
③他のシステムとの接続	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム		

システム11~15		
システム11		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	1 本人確認情報検索照会機能 住民基本台帳ネットワークシステムCS端末において入力された個人番号又は4情報(氏名・住所・性 別・生年月日)の組み合わせをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報 の一覧を画面上に表示する。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )	
3. 特定個人情報ファイル	名	
固定資産税·都市計画税特定	個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイル	を取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	1 番号制度に関する税制上の措置として、償却資産申告書に個人番号の記入を求める措置が講じられる予定である。このため、個人番号付きの償却資産申告書を受け付けすることとなる。受け付けした償却資産申告書は固定資産税システムで管理され、賦課データを作成する。 2 事務全般において、本人確認の際に個人番号を確認する事務が番号法により求められる。 3 上記のように、固定資産税・都市計画税について、納税義務者の所有者情報・評価情報等を正確に把握して税を賦課するため、固定資産税システムにて特定個人情報ファイルを保有する必要がある。	
②実現が期待されるメリット	1 事務・手続きの簡素化、添付書類の削減による負担軽減 (1)本人特定の効率化 上記のように、事務の簡素化や効率的な賦課の実施に資する。	
5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(注)で定めるもの。 (注)・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条・番号法整備法により、地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法令上の根拠により、固定資産税の業務において個人番号を利用する。	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号及び番号法別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)により、以下の情報照会が可能と定められている。 ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの」	
7. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	財政局税務部固定資産税課、納税課	
②所属長の役職名	固定資産税課長、納税課長	
8. 他の評価実施機関		



#### (備考)

- ①登記済通知書、償却資産申告書等をもとに課税台帳を整備する。登記所(法務局)からの登記済通知書等により、納税義務者の変 更を把握する。
- 所有者が死亡している場合は、現に所有している者を納税義務者とすることになっているため、相続人の調査を行う。
- ②価格決定(評価額決定)にあたり、家屋評価システムのデータを連携する。
- (土地は、固定資産税課及び都市計画税システムで計算するため、データ連携なし)
- ③縦覧帳簿を作成し、納税者の縦覧に供する。固定資産課税台帳を納税義務者の閲覧に供する。
- ④固定資産税と都市計画税の税額を計算し、納税通知書を作成して発送する。減免申請を受付する。
- ⑤統計・調査データを国・県へ送付する。
- ⑥評価証明書、公課証明書等の各種証明書を発行する。
- ⑦税宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。(本人確認や個人番号による個人特定、他市町村への照会に利用)
- ⑧他業務システム向けデータを作成し提供する。
- ⑨情報提供ネットワークシステムにより生活保護情報データを参照する。なお、個人番号が未登録の住民登録外者の申告は、住民基本台帳ネット
- ワークシステムを介して4情報を基に当該個人の個人番号を取得し、税宛名システムに登録する。
- ⑩課税情報ファイルを作成し、納税課に引き継ぐ。
- ⑪収納状況データを取得し、賦課情報に反映させる。 ※5-②から5-⑧は、個人住民税に同じ。

### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

# 1. 特定個人情報ファイル名

個人住民祝特定個人情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※		<選択肢>	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する 者	
	その必要性	1 個人住民税業務における本人確認のため 2 所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため	
④記録さ	れる項目	<選択肢>	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	1 個人番号、氏名・性別・生年月日・住所(以下、「4情報」という。) 本人確認、資料の名寄せを行うために必要 2 その他識別情報(宛名番号) 個人番号との紐付けに必要 3 その他住民票関係情報 個人住民税賦課に必要(住民日の賦課期日判定など) 4 連絡先 納税義務者への問合せに必要 5 国税関係情報、中金関係情報 個人住民税賦課に必要 6 生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 個人住民税賦課業務において参照に必要	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開	始日	平成28年1月1日	
⑥事務担	当部署	財政局税務部市民税課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
	[〇]本人又は本人の代理人	
	[〇]評価実施機関内の他部署 (戸籍管理課、福祉総務課、介護保険課)	
@3-F.= W	[〇]行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金保険者、地方公共団体情報システム機 )	
①入手元 ※	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (他市区町村 )	
	[〇]民間事業者 ( 給与支払者、年金保険者	
	[ ]その他 ( )	
	[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	
@1###	[ ]電子メール [ ]専用線 [〇]庁内連携システム	
②入手方法	[〇]情報提供ネットワークシステム	
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム・地方税ポータルセンター)	
③入手の時期・頻度	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 給与支払報告書、確定申告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書の受付毎(毎年1月 から4月頃にかけて複数回入手) 2 庁内連携により入手 (1)住民の個人番号については、住民記録システムで異動した際に連携し入手する。 (2)基礎年金番号の取込データを介護システムより毎月入手する。(※) (3)年金からの特別徴収の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータを毎月入手する。(※) (4)生活保護関連情報について、非課税判定を行う際及び減免に関する調査を行う際に入手する。 (5)介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に関する情報を、賦課徴収に 関する調査を行う際に入手する。 (6)身体障害者手帳関係情報及び精神障害者保健福祉手帳関係情報について、障害者控除に関する 調査を行う際に入手する。 (※)個人番号は含まれないが、税システムにおいて宛名番号と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。 3 他機関より入手	
	年金保険者より毎年5月に特別徴収対象者データ、毎年9月に特別徴収税額通知の処理結果通知を受け取る。また、特別徴収処理停止通知の処理結果通知を毎月、特別徴収結果通知を隔月で受け取る。 4 地方公共団体情報システム機構からの入手	
	調査事務が必要になった都度、住民基本台帳ネットワークシステムから入手する。	
	5 情報提供ネットワークシステムにより入手 調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	

④入手に係る妥	当性	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1)地方税法施行規則第10条により、市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書様式に個人番号が追加されている。 (2)国税通則法第124条により、国税庁(税務署)から回付される確定申告書様式に個人番号が追加されている。 (3)確定申告書にあっては、納税者等の利便性向上のために書面以外に、インターネットを利用した電子申告が認められている。 2 庁内連携により入手番号法第14条並びに静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。 3 他機関より入手地方税法第321条の7の3及び総務省通知により、年金保険者による市町村に対する通知に個人番号が追加されている。 4 地方公共団体情報システム機構からの入手番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査の必要時限り入手する。 5 情報提供ネットワークシステムにより入手番号法第19条第7号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手
		仕方法第19末第7号において明記されている。調査の必要時に情報提供不当ドラークシステムから八十  する。
⑤本人への明示		1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1)地方税法施行規則第10条により、市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書様式に個人番号が追加されている。 (2)国税通則法第124条により、国税庁(税務署)から回付される確定申告書様式に個人番号が追加されている。 (3)確定申告書にあっては、納税者等の利便性向上のために書面以外に、インターネットを利用した電子申告が認められている。 2 庁内連携により入手番号法第14条並びに静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。 3 他機関より入手地方税法第321条の7の3及び総務省通知により、年金保険者による市町村に対する通知に個人番号が追加されている。 4 地方公共団体情報システム機構からの入手番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査の必要時限り入手する。 5 情報提供ネットワークシステムにより入手番号法第19条第7号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手者号法第19条第7号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手する。
⑥使用目的 ※		適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個 人番号を利用する。
変更の	の妥当性	_
	使用部署	財政局税務部市民税課、清水市税事務所
⑦使用の主体	使用者数	<選択肢>

⑧使用力	7法 ※	1 課税資料受付事務 (1)確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 (2)住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する住登外課税通知書に個人番号を記載する。 2 賦課決定事務 (1)資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せする際の判断に利用する。 (2)給与所得に係る特別徴収義務者に税額通知を送付する。 3 賦課変更事務 給与所得に係る特別徴収義務者に税額通知を送付する。 4 調査事務 (1)納税義務者の市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問合せに情報提供ネットワークシステムを利用する。 (2)生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 (3)情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。
	情報の突合 ※	1 上記項番1、2、3、4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2 上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税賦課業務では実施しない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・変更する。
9使用開	開始日	平成28年1月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 4)件	
委託	事項1	税務・国保年金システム運用支援業務	
①委託	托内容	個人住民税システム含む税務・国保年金システムの運用、保守に関すること。	
	吸いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者及び事業専従者のうち個人番号を有する者	
	その妥当性	税務・国保年金システムの安定稼働のため専門知識を有する民間事業者への委託が必要。	
③委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 ( 庁内での税務・国保年金システム直接操作にて取り扱う。 )	
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ東海	
再 -	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	9再委託事項		

委託事項2~5		
委託事項2		個人住民税課税資料データエントリー業務
①委託内容		提出された課税資料の記載内容を個人住民税システムで使用できる電子データを作成(パンチ)する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの一部 ]   1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	個人住民税の課税対象者及びその被扶養者及び事業専従者のうち個人番号を有する者
	その妥当性	個人住民税の当初賦課決定の期日までにすべての課税資料について課税情報に反映させるために必 要。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [ 50人以上100人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ O 」  [ O 」  [ O 」  [ O )  [ O )  [ O )
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		株式会社e-エントリー、株式会社コピング
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	委託業者よりあらかじめ書面で再委託の理由及び再委託先、再委託する業務の内容について記載した 申請を受けることで再委託の妥当性を判断し、承認する。
	9再委託事項	委託内容の一部

委託事項3		電子申告・国税連携システム運用支援業務
①委託内容		eLTAX、国税連携システムの運用管理、データ連携等を行う。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの一部 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	給与支払報告書又は年金支払報告書の提出に係る電子申告利用者又は所得税確定申告提出者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	個人市民税の申告データの受付、公的年金からの特別徴収を実施するために必要。
③委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>50人以上100人未満</li><li>1)10人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[  ]専用線    [  ]電子メール [  ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○ ]フラッシュメモ
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		株式会社TKC
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		課税資料イメージ管理システムASPサービス提供業務
①委託内容		個人市・県民税課税資料を受託者の提供するシステム(LGWAN-ASPサービス)により、電子データで保管・閲覧する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 」 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	給与支払報告書及び年金支払報告書、所得税確定申告書等課税資料提出者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	1 特定個人情報の適切な管理(課税資料原票の施錠可能な場所への保管、アクセス状況の記録及び保存)を行うために必要。 2 課税資料の名寄せ、編綴作業の省力化のために必要。 3 市民からの区をまたぐ問い合わせに迅速な原本確認を行うために必要。
③委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>50人以上100人未満</li><li>1) 10人未満</li><li>2) 10人以上50人未満</li><li>3) 50人以上100人未満</li><li>4) 100人以上500人未満</li><li>5) 500人以上1,000人未満</li><li>6) 1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ O ] その他 ( LGWAN回線を使用した電子データの送信 )
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		株式会社TKC
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ O ] 提供を行っている ( 60 ) 件 [ O ] 移転を行っている ( 17 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者(別紙参照)	
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	
②提供先における用途	別紙参照	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する 者	
	[〇]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
。 ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
<b>少徒快</b> 刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回	
提供先2~5		
提供先2	個人住民税の特別徴収義務者	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	特別徴収税額の決定及び変更の通知のため	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の特別徴収の対象となる給与所得者及び年金受給者のうち、個人番号を有する者	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ]専用線	
   ⑥提供方法	[ ○ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
O Inc In the Indian	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(給与分5月、年金分6月) 月次更正分 各月1回	

提供先3	国税庁
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	所得税及び復興特別所得税の適切な課税を行うため
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
	[〇]情報提供ネットワークシステム [〇]専用線
   ⑥提供方法	[  ]電子メール         [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<u>О</u> ЖЕ ЖУГИД	[ ] フラッシュメモリ [ 〇 ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	随時
提供先4	市町村長
提供先4 ①法令上の根拠	市町村長 番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4 市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止) 「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4 市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止)
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4 市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止) 「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4 市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止) 「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4 市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止) 「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報  (選択肢> 1) 1万人よ満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4 市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止) 「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 個人住民税の納税義務者のうち、個人番号を有する者  [ ]情報提供ネットワークシステム [ ○ ]専用線
①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の数	番号法第19条第1号、地方税法施行令第9条の2の4 市町村が個人市民税の課税を適切に行うため(住民登録外者の二重課税防止) 「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報

移転先1	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 国民健康保険業務における被保険者の資格、保険給付及び保険料賦課事務 2 後期高齢者医療事務における被保険者の資格、保険給付及び保険料賦課事務 3 国民年金法に基づき日本年金機構が行う国民年金業務における被保険者の資格、年金及び保険料 に関する報告の求めに対する事務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	国民健康保険、国民年金保険、後期高齢者医療保険被保険者及び世帯員
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ O ] その他 (個人住民税オンライン画面 )
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先2~5	
移転先2	保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	介護保険業務に係る保険料賦課及び給付事務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	介護保険被保険者及び世帯員
⑥移転方法	[ 〇 ] 庁内連携システム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ 〇 ] その他 (個人住民税オンライン画面 )
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回

移転先3	子ども未来局子ども家庭課
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	1 児童手当給付事業 2 児童扶養手当給付事業 3 母子家庭等医療費助成事業 4 母子家庭等日常生活支援事業 5 高等職業訓練促進給付金等支給事業 6 自立支援教育訓練給付金事業 7 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金 8 交通遺児等福祉手当事業
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	②の事業に係る受給対象者及びその世帯
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (個人住民税オンライン画面 )
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先4	子ども未来局幼保支援課
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	教育・保育施設等に係る利用者負担額算定業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	こども園等入園児童の保護者世帯
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (個人住民税オンライン画面 )
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回

移転先5	保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	<ul> <li>1 自立支援給付支給認定事業</li> <li>2 自立支援医療支給認定事業</li> <li>3 特別児童扶養手当給付事業</li> <li>4 障害児福祉手当及び特別障害者手当給付事務</li> <li>5 補装具支給事業</li> <li>6 日常生活用具助成等事業</li> <li>7 重度心身障害者医療費助成事業</li> <li>8 障害者地域生活支援事業</li> <li>9 障害児施設給付事業</li> </ul>
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線
<b>⑥移転方法</b>	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>₩</b> 19∓Δ717Δ	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[〇]その他 (個人住民税オンライン画面)
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回
移転先6~10	
移転先6	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用等に関する条例 第4条第1項
②移転先における用途	生活保護費支給業務
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	生活保護受給者及び前年受給していた者
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線
<b>⑥移転方法</b>	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○19年4月1日	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[〇]その他 (個人住民税オンライン画面)
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回

移転先7	保健福祉長寿局健康福祉部高齢者福祉課	
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	
②移転先における用途	1 高齢者紙おむつ支給事業 2 高齢者等緊急通報体制整備事業 3 自動消火器給付事業 4 高齢者福祉電話貸与事業 5 家族介護慰労金支給事業 6 高齢者・身体障害者住宅改造費補助事業 7 外国人高齢者福祉手当事業 8 老人ホーム入所者等費用徴収事務	
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員	
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ O ] その他 (個人住民税オンライン画面 )	
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回	
移転先8	保健福祉長寿局保健衛生医療部精神保健福祉課	
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	
②移転先における用途	1 自立支援給付支給認定業務 2 重度心身障害者医療費助成交付業務	
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員	
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 ] その他 ( )	
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回	

移転先9	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健予防課	
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	
②移転先における用途	1 自立支援医療給付決定(育成医療)業務 2 小児慢性特定疾病医療費支給認定業務 3 感染症入院医療費公費負担決定業務 4 指定医療費(指定難病)支給認定業務	
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員	
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線	
⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回	
移転先10	<mark>多転先10</mark> 子ども未来局児童相談所	
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	
②移転先における用途	1 児童福祉施設入所児童の扶養義務者負担金決定業務 2 障害児通所給付費及び給付費決定業務	
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線	
   ⑥移転方法	[  ]電子メール	
	[ ] 紙	
	[O]その他 (個人住民税オンライン画面 )	
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回	

移転先11~15			
移転先11	都市局建築部住宅政策課		
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定		
②移転先における用途	市営住宅家賃算定業務		
③移転する情報	所得金額、所得控除額、課税標準額、住民税額、所得税額、扶養者情報等		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 1万人以上10万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	上記②の各事業に係る受給対象者及びその世帯員		
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線		
   ⑥移転方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
<b>○19 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 月次更正分 各月1回		
移転先12	総務局人事課、保健福祉長寿局清水病院事務局病院総務課、消防局消防部消防総務課、上下水道局 水道部水道総務課、教育委員会事務局教育局教育総務課、教育委員会事務局教育局教職員課		
①法令上の根拠	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項		
②移転先における用途	静岡市職員の児童手当認定業務		
③移転する情報	所得金額、所得控除額、扶養者情報等		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	上記②の事業に係る受給対象者及びその世帯員		
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線		
6 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
© 15 ta7J/A	[〇]フラッシュメモリ [ ]紙		
	[〇]その他 (個人住民税オンライン画面)		
⑦時期·頻度	当初課税分 年1回(6月) 更正分 随時		

6. 特定個人情報の保管・消去			
1 静岡市における措置 (1)セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 (2)サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証を必要とする。  2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターの入館及びサバー室への室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックプもデータベース上に保存される。			
②保管期間	期間	<選択肢>	
	その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要	
③消去方法		1 静岡市における措置 (1)データベースに格納されている保管期間の経過した特定個人情報は、システム上の処理で一括消去する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	
7. 備考			
-			

#### Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 固定資産税・都市計画税特定個人情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ①ファイルの種類 ※ Γ システム用ファイル 1 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 ②対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 ③対象となる本人の範囲 ※ 固定資産税及び都市計画税納税義務者のうち個人番号を有する者 その必要性 固定資産税・都市計画税の管理事務を行うため、必要な範囲で特定個人情報を収集・保有する。 <選択肢> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上 識別情報 [〇]個人番号 ] 個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [〇]地方税関係情報 [ ]健康·医療関係情報 ] 医療保険関係情報 ] 児童福祉・子育て関係情報 [〇]障害者福祉関係情報 [〇]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 [ ]年金関係情報 ]雇用•労働関係情報 ] 学校·教育関係情報 ] 災害関係情報 ] その他 ( ) 1 識別情報 (1)納税義務者、納税管理人、納税通知書の送付先名義人を特定するため (2)本人確認を行うため 2 4情報 及び 連絡先情報 その妥当性 (1)納稅通知書等の送付先、納稅義務者・納稅管理人・送付先名義人への連絡先等の把握のため 3 業務関係情報 (1)地方税関係情報:固定資産税・都市計画税の評価額・税額の算出のため (2)算出した税額に基づき、納税通知書・税関係証明等の作成・印刷を行うため

全ての記録項目

⑤保有開始日

⑥事務担当部署

別添2を参照。

平成28年1月1日

財政局税務部固定資産税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
	[〇]本人又は本人の代理人	
	[ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍管理課、福祉総務課、建築指導課、農業委員会、 ) 消防予防課、 緑地政策課	
①入手元 ※	[〇]行政機関・独立行政法人等 ( 地方法務局、東海財務局静岡財務事務所、地方公共 ) 団体情報システム機構	
	[〇]地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステム利用機関)	
	[ ]民間事業者 ( )	
	[ ]その他 ( )	
	[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	
@1#+#	[ ]電子メール [ ]専用線 [〇]庁内連携システム	
②入手方法	[〇]情報提供ネットワークシステム	
	[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンター )	
③入手の時期・頻度	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 (1)課税資料(納税代表者届、納税管理人(変更)申告書等)から随時入手する。 (2)償却資産の情報について、申告により1月末までに入手(1月1日時点の状況)する。 (3)当初賦課時期以後、償却資産の申告情報を税額更正等のために随時入手する。 2 庁内連携により入手 (1)宛名情報ファイルについて、住民基本台帳が更新される都度、随時入手する。 (2)家屋の新増築、滅失等について、建築指導課から建築確認、解体工事情報を随時入手する。(※) (3)農地の転用・所有権移転について、農業委員会から情報を随時入手する。(※) (4)都市計画決定に漏れた生産緑地14条解除について、緑地政策課から情報を随時入手する。(※) (5)火災の被害状況について、消防局予防課から情報を随時入手する。(※) (5)火災の被害状況について、消防局予防課から情報を随時入手する。(※) (※)個人番号は含まれていない。 3 他機関より入手 (1)土地の分合筆等・家屋の新増築等について、法務局から登記情報通知を随時入手する。 (2)国有農地の使用者課税について、東海財務局静岡財務事務所から情報を随時入手する。 4 地方公共団体情報システム機構からの入手調査事務が必要になった都度、住民基本台帳ネットワークシステムから入手する。 5 情報提供ネットワークシステムにより入手調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	

④入手に係る妥当性		当性	1 本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手 償却資産申告書(地方税法第383条)については提出先は市町村であり、今後、地方税法施行規則等 で様式に個人番号が追記される旨が明記されると思われる。申告時期については上記地方税法の条文 にて明記されている。 ※平成27年2月25日時点では、妥当性の根拠は総務省導入ガイドライン、総務省事務連絡「地方税分野 における個人番号・法人番号の利用について」となる。 2 庁内連携により入手 番号法第14条、第14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者 に対して個人番号の提供の要請が認められており、固定資産税賦課業務において必要時に情報を入手 できる。 3 他機関より入手 登記情報通知(土地の分合筆等・家屋の新増築等)については、制度上、地方法務局から情報提供を 受けている。(個人番号は含まれていない) 4 地方公共団体情報システム機構からの入手 番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査の必要時限り入手 する。 5 情報提供ネットワークシステムにより入手 番号法第19条第7号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手 番号法第19条第7号において明記されている。調査の必要時に情報提供ネットワークシステムから入手 する。
⑤本人へ	の明示	:	1 固定資産税·都市計画税は、地方税法第343条により市内に固定資産を所有する者にかかる賦課課税方式をとっているため、特定個人情報の入手については、特に本人に対して示してはいない。
⑥使用目	的 ※		1 効率的に本人確認を行えるよう、個人番号を利用する。 2 納税者が申告書を提出する際、身分証明書の確認が省略できる等の納税者の利便性向上のために 利用する。
	変更0	D妥当性	-
		使用部署	財政局税務部固定資産税課、清水市税事務所
⑦使用の	⑦使用の主体 使用者数		<選択肢>
⑧使用方法 ※			<ol> <li>課税準備事務 償却資産申告書に個人番号を出力し発送する。</li> <li>課税資料受付事務 納税義務者(代理人)より提出された償却資産申告書に記載された個人番号を取得し、未登録の個人 番号について内部識別番号である宛名番号と紐付ける。</li> <li>賦課決定・更正事務         <ol> <li>(1)通知書等に個人番号を記載する。</li> <li>(2)生活保護受給情報から、固定資産税及び都市計画税の減免判定を行う。</li> </ol> </li> <li>事務全般         <ol> <li>(1)本人確認を行う際に個人番号を利用する。</li> </ol> </li> </ol>
情報の突合 ※		の突合 ※	上欄の1、2、3、4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
情報の統計分析 ※		の統計分析	特定個人情報に関する統計分析については、固定資産税賦課業務で実施しない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※			固定資産の保有の有無及びその評価額に基づき、固定資産・都市計画税額を決定・変更する。
9使用開	始日		平成28年1月1日
-			

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 4)件	
委託	事項1	税務・国保年金システム運用支援業務	
①委託	· 任内容	個人住民税システム含む税務・国保年金システムの運用、保守に関すること。	
	いを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの範囲と同様	
	その妥当性	税務・国保年金システムの安定稼働のため専門知識を有する民間事業者への委託が必要。	
③委託先における取扱者数		<選択肢> 「10人以上50人未満」 10人以上50人未満 200人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 4000人以上500人未満 500人以上1,000人未満 600人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 ( 庁内での税務・国保年金システム直接操作にて取り扱う。 )	
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認	
⑥委託先名		株式会社NTTデータ東海	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	8再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託	委託事項2~5		
委託	<mark>委託事項2</mark> 納税通知書の封入・封緘		
①委詞	托内容	納税通知書の裁断及び封入・封緘(土地・家屋・償却資産)	
	吸いを委託する特定個 はファイルの範囲		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	固定資産税(償却資産)の納税義務者、納税管理人、納税通知書の送付先名義人のうち、個人番号を 有する者	
	その妥当性	業務の効率化及びコスト削減のために必要。	
③委請	<選択肢>   3		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ       [ O ] 紙         [ ] その他       ( )	
⑤委詢	⑤委託先名の確認方法 委託先が決定した際には、入札結果は問い合わせがあれば対応する。		
⑥委託先名 トッパン・フォームズ株式会社 静岡営業所			
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

委託事項3		庁外データエントリー業務
①委託内容		償却資産申告書類をもとに電子データファイルを作成する
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事定個人情報ファイルの一部 ] (1) 特定個人情報ファイルの全体 (2) 特定個人情報ファイルの一部 (2) 特定
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	固定資産税(償却資産)の納税義務者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	償却資産申告書類の件数が膨大であり、繁忙期のため、職員のみで作業が行えないため。
③委託	<選択肢>   1)10人以上50人未満   1)10人未満   2)10人以上50人まる   3)50人以上100人未満   4)100人以上500人   5)500人以上1,000人未満   6)1,000人以上	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ       [ O ] 紙         [ ] その他       ( )
⑤委託先名の確認方法		1 市ホームページにより確認 2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認
⑥委託先名		株式会社 コピング
五	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項4		電子申告・国税連携システム運用支援業務
①委託内容		eLTAXの構築・運用のサービスを提供する
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢>
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	eLTAXの利用届等の提出があった者のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	審査サーバーを委託利用型により利用しているため。
③委計	<b>モ先における取扱者数</b>	<選択肢>
	f.先への特定個人情報 レの提供方法	[ ]専用線   [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモ  [ ]紙 [○]その他 (eLTAX審査システム、eLTAXポータルセンター   )
<b>⑤委</b> 語	氏先名の確認方法	<ul><li>1 市ホームページにより確認</li><li>2 静岡市情報公開条例に基づく開示請求により確認</li></ul>
<b>⑥委</b> 部	<del>〔</del> 先名	TIS株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特	定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・	移転の有無	[ ] 提供を行っている ( )件 [ ] 移転を行っている ( )件 [ O] 行っていない
提供	先1	
①法令	う上の根拠	
②提供	共先における用途	
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供 本人の	共する情報の対象となる 節囲	
⑥提供方法		[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]専用線         [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモリ       [ ]紙         [ ]その他 ( )       )
⑦時其	<b>∄・</b> 頻度	

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報	ł	
④移転する情報 本人の数	の対象となる	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	
⑥移転方法		[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期•頻度		
6. 特定個人情	青報の保管・	消去
①保管場所 ※		<ul> <li>1 静岡市における措置         <ul> <li>(1)セキュリティゲートにて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。</li> <li>(2)サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証を必要とする。</li> </ul> </li> <li>2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置         <ul> <li>(1)中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターの入館及びサーバー室への室を厳重に管理する。</li> <li>(2)特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> </li> </ul>
②保管期間	期間	〈選択肢〉 1)1年未満 2)1年 3)2年 日 20年以上 ] 4)3年 5)4年 6)5年 日 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
	その妥当性	過誤納金補填金支払対象期間が20年度間のため。
③消去方法		1 静岡市における措置 (1) データベースに格納されている保管期間の経過した特定個人情報は、システム上の処理で一括消去する。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
7. 備考		
<b> </b> -		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目		

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

地方税管理事務に関する特定個人情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
リスク1: 目的外の入手が行	リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul> <li>1 本人からの情報入手時における措置 住民からの申告情報の入手時は、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者本人であることを確認している。</li> <li>2 他業務等からの情報入手時における措置 (1)他業務からの情報入手時は、宛名番号に基づき課税対象者と合致するかを確認している。 (2)他団体からの申告情報の入手時は、1件ごとに基本4情報が課税対象者と合致するかを確認している。</li> <li>3 システムにおける本人情報検索時の措置 業務マニュアルの整備や職員に対する研修を実施し、対象者以外の情報の入手を防止する。</li> </ul>		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul> <li>1 本人からの情報入手時における措置         <ul> <li>(1)地方税管理事務の遂行に必要な情報以外は入力できないようシステム的に担保されている。</li> <li>(2)本人等が記載する申告書等は、法令等に定める記載項目の情報以外は入手できないようにしている。</li> </ul> </li> <li>2 他業務等からの情報入手時における措置             他業務等からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。</li> </ul>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	【		
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 課税資料、申請書、届出書等の提出を求める際に、地方税賦課の資料となる旨を説明する。 2 調査・照会等により情報を入手する際は調査目的、根拠法令等を示して回答を求める。 3 税務システムには、地方税管理事務に関係のない情報は取り込まない。 4 各システムの情報照会は、各々ID/パスワード設定により第三者からの不適切な照会を制限する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置 の内容	住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード,身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより,本人確認を行っている。		
個人番号の真正性確認の措 置の内容	<ul> <li>1 本人からの情報入手時における措置 住民からの申告情報の入手時は、本人の個人番号カード又は通知カード,身分証明書の提示や窓口での聞き取りに基づき、宛名管理システム等と照合することにより個人番号の真正性確認を行っている。</li> <li>2 他業務等からの情報入手時における措置 (1)他業務からの情報入手時は、宛名番号に基づき課税対象者と合致するかを確認している。 (2)他団体からの申告情報の入手時は、1件ごとに基本4情報が課税対象者と合致するかを確認している。</li> </ul>		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 2 職員が収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。		
その他の措置の内容	-		

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	<ul><li>1 紙媒体の申告情報は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めて漏えい、紛失を防止している。</li><li>2 上記1の職員間で随時周知を行い共通認識を図っている。</li></ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_	

3. 特	<b>宇定個人情報の使用</b>					
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名3 の内容	ンステム等における措置 F	1 宛名システム等へは、個別業務において管理する特定個人情報を保持しない。 2 個人番号利用事務等実施者以外の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われ ないようシステムでアクセス制限を行う。				
	で使用するその他のシ における措置の内容	<ul><li>1 税務システムから他システムへの情報連携は、必要となる情報のみに制限する。</li><li>2 税務システムには、地方税管理事務に関係のない情報を保存しない。</li></ul>				
その作	也の措置の内容	-				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	2: 権限のない者(元職	貴、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク				
ユーサ	<b>デ認証の管理</b>	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている   2) 行っていない				
	具体的な管理方法	1 税務システムは、ユーザID及びパスワードにより利用権限を付しており、権限のない機能は利用できない。 2 パスワードは個人ごとに割り当て、同一のパスワードを複数人で使用することはない。				
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[ 行っている ] <選択肢> 1)行っている 2)行っていない				
	具体的な管理方法	<ul><li>1 共有のパスワードは発行せずに、個人ごとに発行している。</li><li>2 アクセス権限を失効した場合は、速やかに管理者が当該パスワードを削除する。</li></ul>				
アクセ	ス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	具体的な管理方法	データ保護管理者(主管の長)は、職員の異動・退職により業務上アクセスが不要になったものについて は速やかに当該パスワードの削除を行う。				
特定值	固人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない				
	具体的な方法	システム操作履歴として、日時、ユーザーID、端末ID、異動事由、対象者情報を記録する。				
その他	也の措置の内容	-				
リスク	への対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている				
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク				
リスクに対する措置の内容		1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2 職員に対して、引き続き個人情報保護に関する研修を行う。 3 委託先に対しては、個人情報保護に関する取扱仕様書を遵守させている。 4 違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。				
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク						
リスク	に対する措置の内容	<ul><li>1 システム上では、管理権限を与えられた者以外、情報の複製はできない仕組みとする。</li><li>2 バックアップ以外にファイルの複製を行わないよう、職員、委託先等に対し指導する。</li></ul>				
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個	特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
システ	システム利用者が席を外す際には、必ず端末機をログアウトし、情報漏えいや他者によるなりすましを防ぐよう徹底する。					

|システム利用者が席を外す際には、必ず端末機をログアウトし、情報漏えいや他者によるなりすましを防ぐよう徹底する。 |特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 |その他、静岡市情報セキュリティボリシーに基づいた対策を講じている。

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ] 委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 1 委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託 先であるか確認する。 情報保護管理体制の確認 2 委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報保護管理状況について随時検査を行い、報 告を求める。 〈選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 ] 制限している 1) 制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 委託にかかる実施体制や従事者名簿等の提出を義務付ける。 システムの操作権限を持つ者を必要最小限にする。 具体的な制限方法 3 システムの操作権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 4 システムのアクセスログを取得し、不正な使用がないことを確認する。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 Γ 記録を残している ] 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 契約書に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 具体的な方法 2 委託事業者から適時個人情報の保護管理状況について報告を受けるとともに、その記録を残す。 <選択肢> 特定個人情報の提供ルール Γ 定めている <u>1)</u> 定めている 2) 定めていない 1 提供の原則禁止を契約書に明記している。 委託先から他者への 2 委託事業者の選定は、委託業務等業者選定部会等の機関に依頼し、社会的信用と能力のある委託 提供に関するルールの 先であるか確認する。 内容及びルール遵守 3 委託事業者に対し、委託業務の実施状況及び個人情報の保護管理状況について随時検査し、報告 の確認方法 を求める。 委託元と委託先間の 1 委託業務については、契約書にて委託業務の実施場所を指定し、許可のない外部への持ち出しを禁 提供に関するルールの 止している。 内容及びルール遵守 2 委託契約の調査条項に基づき必要があると認める場合は調査を行い、または報告を求める。 の確認方法 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール 定めている <u>1)</u> 定めている 2) 定めていない 1 委託事業者は、個人情報が記録された資料等については、業務終了後、直ちに返還又は引き渡すも ルールの内容及び ルール遵守の確認方 のとする。 法 2 委託契約の調査条項に基づき必要があると認める場合は調査を行い、または報告を求める。

	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	<選択肢> [ 定めている ] 1)定めている	2) 定めていない
	規定の内容	契約書に「個人情報の保護に関する取扱仕様書」に定める事(※「甲」は委託元を指し、「乙」は委託先を指す。)  1 個人情報保護の基本原則 乙は、この契約に基づく業務(以下「業務」という。)の実施にあって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。)にこの権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなけれると侵害することのないよう、適正に取り扱わなけれるとは、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしては解除された後においても同様とする。 3 使用者への周知 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の知しなければならない。 4 適正な管理 乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はきに、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正ないるない。 5 利用及び提供の制限 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個は提供してはならない。 6 複写及び複製の禁止 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施にれた資料等を複写し、又は複製してはならない。 7 資料等を複写し、又は複製してはならない。 7 資料等を表実を実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集た資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すは、その指示に従うものとする。 8 再委託等における個人情報の取り扱い 乙は、契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関すない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速る。 9 事故発生時における報告 乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態がたときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業いても同様とする。	こ当たり、個人情報(個人に関する情報でついて、その保護の重要性を認識し、個人ればならない。 はならない。この業務が終了し、又は契約がて、業務に関して知り得た個人情報を他人に個人情報の保護の徹底に関する事項を周損の防止を図るため、管理責任者を選任管理について必要な措置を講じなければな人情報を当該業務の目的以外に利用し、又当たり甲から提供された個人情報が記録されてものとする。ただし、甲が別に指示したときにする場合は、再委託を受けた者との間でる規定を準用する旨を明記しなければならやかにその写しを甲に提出するものとすが生じ、又は生ずるおそれがあることを知っていて、そのないである。ことを知っています。
	モ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて 3)十分に行っている ] 3)	て行っている 2) 十分に行っている いない 4) 再委託していない
	具体的な方法	再委託先との契約書等に、特定個人情報の取扱いに関するとを委託先への義務としている。	仕様書の内容を準用する旨の明記をするこ
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れて 3)課題が残されて	<i>て</i> いる
特定個	1人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	4
_			

5. 特定個人	、情報の提供・移軸	伝(委託や情報提供ネット	ワークシステュ	ムを通じた提供を除く。)	[ 」提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転 の記録		[ 記録を残してい	る ]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
具体的	的な方法			ム及び共通基盤システム	いては、発送の記録を残している。 、で実施記録のログを取得している。		
特定個人情に関するルー	報の提供・移転 -ル	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルの内容及び レ遵守の確認方		は、予め当該特	関係法令で定められた事項 特定個人情報の保有課の	頁についてのみ行う。 データ保護管理者(主管の長)にデータ		
その他の措	置の内容	_					
リスクへの対	策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている			
リスク2: 不	適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク					
リスクに対す	る措置の内容			国人情報を利用できる所管	Dに該当するか確認の上提供する。 意業務及び事項・方法についてのみ行		
リスクへの対	策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている			
リスク3: 誤	った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤っ	た相手に提供	・移転してしまうリスク			
リスクに対す	る措置の内容	適正な情報を提供・移転すの法令確認や納税義務者		忍を徹底する。	ェック、移転先の制御及び情報保有課		
リスクへの対	策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている			
特定個人情 する措置	特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対 する措置				るその他のリスク及びそのリスクに対		
_							

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク					
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。					
	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能					
	2 中間サーバーの運用における措置 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職 員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスク に対応している。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク					
	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供 ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が 担保されている。					
リスクに対する措置の内容	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと既存システム及び情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより安全性を確保している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに通信を暗号化することで安全性を確保している。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク						
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供用個人識別符号により紐付けけられた照会対象に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2)既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3)照会が完了又は中断した情報は、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されない。 2 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバー・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク
リスクに対する措置の内容	1 静岡市における措置 共通基盤システムにおいて、情報の提供については端末・システム・データが特定できるよう記録している。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかチェックを実施する。 (2)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (3)特に慎重な対応を求められる情報には自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (4)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク  1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能	リスク6: 不適切な方法で提供	共されるリスク
プスクに対する措置の内容  2 中間サーバー・ブラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバー・と既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない  リスクへの対策は十分か  「 十分である 」 (選択政・リスク: 対応している。 (3) 非関サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報提供をすることで、誤った相手に提供してしまうリスク  1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供をすることで、誤った相手に持度個人情報が提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報服会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2) 情報提供データベースで国理機能(※) により、「情報提供データベースへの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能を		(1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ
リスクへの対策は十分か       1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 3) 課題が残されている 2) 十分である 3) 課題が残されている。 (1) 情報提供機能により、情報提供ホットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2) 情報提供データベース管理機能(※) により、「情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3) 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能         リスクへの対策は十分か       「十分である 1」 く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	リスクに対する措置の内容	2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	リスクへの対策は十分か	<sup>1</sup>
(1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能  「十分である」  (選択肢> 1)特に力を入れている 2) 十分である	リスク7: 誤った情報を提供し	
<mark>リスクへの対策は十分か  </mark>	リスクに対する措置の内容	(1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
	リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 1 静岡市における措置

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバーが行う構成となっていることから、情報提供ネットワークシステム側から本市 税務システムへはアクセスできない。

#### 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置

- (1)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- (2)情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応 している。

### 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置

- (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- (3)中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセスで制限)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- (4)特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去								
リスク	1: 特定個人情報の漏	えい・派	成失・毀損リスク	,					
1)NIS	C政府機関統一基準群	[	政府機関	ではない			<選択肢> 1)特に力を入れて遵守し 3)十分に遵守していない		2) 十分に遵守している 4) 政府機関ではない
②安全	全管理体制	[	十分に整備	備している		J	<選択肢> 1)特に力を入れて整備し 3)十分に整備していない	ている	2) 十分に整備している
③安全	≧管理規程	[	十分に整備	備している			<選択肢> 1)特に力を入れて整備し 3)十分に整備していない		2) 十分に整備している
④安全 員への	全管理体制・規程の職 周知	[	十分に周知	印している		]	<選択肢> 1)特に力を入れて周知し 3)十分に周知していない		2) 十分に周知している
⑤物理	里的対策	[	十分に行っ	ている	]		<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	(1)セ (2)サ (3)名 (4)特 2 中 (1)中 及びが	ナーバーへのア ト区役所等の執 ト定個人情報が 間サーバー・プ ロ間サーバー・フ	トにて入退 クセスは、I 務室等への 記載・記録 ラットフォー プラットフォー こととしてし	Dパス の入退! された -ムにお -ムる。ま	ワ室媒体がデー	タセンターに構築し、設置 設置場所はデータセンター	る。 許可を受 している 場所へ(	受けた者に限定している。
⑥技術	<b>新的対策</b>	[	十分に行っ	ている	]		<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる	2) 十分に行っている
	具体的な対策の内容	(1) ウ のネッ 2 中 (1) 中 ワーク ととも (2) 中	ルワークとの接間サーバー・プロ間サーバー・プロ間サーバー・ファを効率的かつで、ログの解析にはサーバー・フ	ハを導入し 続について ラットフォー プラットフォー 包括的に () を行う。 プラットフォー	ては、フ -ムにお -ムで! 来護する	ァイ itu itu it it it it it it it it it it it it it	アウォールを設置し外部が る措置 TM(コンピュータウイルス 置)等を導入し、アクセス制	からのア やハッ <sup>4</sup> 川限、侵。 し、パタ・	ト部媒体の接続制限、ほかけてセスを常時監視している。 キングなどの脅威からネット 入検知及び侵入防止を行う ーンファイルの更新を行う。 パッチの適用を行う。
⑦バッ	クアップ	[	十分に行っ	ている	]		<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる	2) 十分に行っている
⑧事問 周知	女発生時手順の策定・	[	十分に行っ	ている	]		<選択肢> 1)特に力を入れて行って 3)十分に行っていない	いる	2) 十分に行っている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし	]			<選択肢> 1) 発生あり	2)	発生なし
	その内容	_							
	再発防止策の内容	_					7 V22 LET III 1		
⑩死者	音の個人番号	[	保管して	いる	]		<選択肢> 1) 保管している	2)	保管していない
	具体的な保管方法	生存	者の個人番号と	:同様の方簿	法にて	保管	している。		
その他の措置の内容		_							
リスクへの対策は十分か		[	十分でな	<u></u> ある	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2)	十分である

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク						
リスク	に対する措置の内容	住民記録システム(既存住基システム)等との整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。					
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク					
消去	手順	[ 定めている ] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない					
手順の内容		1 データベースに格納されている保管期間の経過した特定個人情報は、システム上の処理で消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、静岡市セキュリティポリシーに基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 3 帳票については、静岡市セキュリティポリシーに基づき、帳票管理簿を作成し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適宜確認するとともに、その記録を残す。 4 廃棄時には、静岡市セキュリティポリシーに基づき、廃棄を行うとともに、焼却・溶解等の手段により確実に処分する。					
その他	也の措置の内容	-					
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_							

## Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	1. 監査					
①自己	己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的なチェック方法	<ul> <li>1 静岡市における措置 評価書の記載内容通りの運用ができているかについて、国のチェックリスト等を活用し、年に1回の頻度で各業務主管課でチェックを実施する。</li> <li>2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。</li> </ul>				
②監査	Š	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な内容	1 静岡市における措置 以下の観点により、年に1回、自己監査を実施する。 (1)評価書記載事項と運用実態のチェック (2)個人情報保護に関する規定、体制整備 (3)個人情報保護に関する技術的安全管理措置 (4)職員の安全管理措置の周知・教育 2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施する。				
2. 従	業者に対する教育・問	各発				
従業者	皆に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
	具体的な方法	<ul> <li>1 静岡市における措置 職員等に対して個人情報保護に関する研修を行う。</li> <li>2 中間サーバー・プラットフォームに関する措置 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対しセキュリティ研修等を行う。</li> </ul>				
3. そ	の他のリスク対策					
-						

# V 開示請求、問合せ

1. 特	宇定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
①請求先		<ul> <li>・葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市葵区追手町5番1号 TEL(054)221-1488 FAX(054)221-1104</li> <li>・駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市駿河区南八幡町10番40号 TEL(054)287-8697 FAX(054)287-8709</li> <li>・清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡市清水区旭町6番8号 TEL(054)354-2170 FAX(054)351-4470</li> </ul>					
②請求	求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
	特記事項	市ホームページに請求方法を掲載している。					
③手数	数料等	(選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は複写料実費。 )					
④個,	人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
	個人情報ファイル名	地方税管理ファイル 個人住民税課税対象者ファイル、個人住民税課税ファイル、個人住民税課税ファイル、個人市民税事業所ファイル、個人住民税収納ファイル(特徴)、個人住民税収納ファイル(普徴) 固定資産税土地資産ファイル、固定資産税家屋資産ファイル、固定資産税共有持分ファイル、固定資産税土地家屋賦課ファイル、固定資産税償却資産台帳ファイル、固定資産税償却資産マスタファイル、固定資産税償却資産職課ファイル、固定資産税収納ファイル					
	公表場所	静岡市ホームページ URL : http://vp.city.shizuoka.jp/privinfo/					
⑤法~	令による特別の手続	-					
⑥個/ 記載等	人情報ファイル簿への不 F	-					
2. 特定個人情報ファイルの		の取扱いに関する問合せ					
①連絡先		<ul> <li>静岡市財政局税務部市民税課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1558</li> <li>静岡市財政局税務部固定資産税課 静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1528</li> </ul>					
②対応方法		問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。					

### VI 評価実施手続

VI 計画天心于初	
1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月2日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	己の聴取
①方法	静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則に基づき、市民意見提出手続を実施する。 実施に際しては、市ホームページ上で意見募集する旨を掲載し、市ホームページ、担当課及び各区役所 市政情報コーナーにおいて全文を閲覧できるものとする。 意見の提出は、所定の様式により下記の募集期間内において郵便、ファクシミリ、電子申請及び担当課 への持参により受け付ける。
②実施日·期間	平成27年6月29日から平成27年7月29日
③期間を短縮する特段の理 由	-
④主な意見の内容	特に意見はなかった。
⑤評価書への反映	特になし。
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年8月4日
②方法	静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会において実施した。
③結果	特定個人情報の保管について、業務に関係のない職員等が執務室等に入退室する場合には、所属 長の許可を受けるよう管理の徹底を図ること。また、特定個人情報の廃棄について、執務室内における 溶解箱等の設置保管場所について、オープンスペースへの設置は避け、施錠管理できる場所や外部から見つけることができない場所に保管するなどの措置について徹底を図るよう意見、指導をいただいた。 評価書の内容については、静岡市情報公開・個人情報保護審議会部会において了承された。
4. 個人情報保護委員会の	)承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	変更箇所	変更前の記載	変更後の記載		提出時期に係る説明
	I 2 システム4 ①	国税連携システム(eLTAX)	国税連携システム	事後	近山町州に豚の配列
		日が足跡ノハノス(6117八)	38、85-2、119を追加 117、118を削除	 事後	
	I 7 ②(個人住民税)	前澤利春、福地秀明	市民税課長 渥美 信明、納税課長 小長谷 敏行	事後	
平成30年3月22日	П 3 (3) 2		(4)生活保護関連情報について、非課税判定を 行う際及び減免に関する調査を行う際に入手す る。 (5)介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者 医療保険料の賦課徴収に関する情報を、賦課徴	事後	
			収に関する調査を行う際に入手する。 (6)身体障害者手帳関係情報及び精神障害者 保健福祉手帳関係情報について、障害者控除に 関する調査を行う際に入手する。		
平成30年3月22日	II 3 4 1	的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書に	(1)地方税法施行規則第10条により、市区町村 へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払 報告書、市民税・県民税申告書様式に個人番号 が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	I 3 4 1	(2)国税庁(税務署)から回付される確定申告書 には、様式に個人番号を追加されている。(国税 通則法第124条)		事後	
平成30年3月22日	П 3 ④ 2	番号法第14条、第14条第2項において個人番号 利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実 施者に対して個人番号の提供の要請が認めら れており、個人住民税賦課業務において必要時 に情報を入手できる。	番号法第14条並びに静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実施者に対して個人番号の提供の要請が認められており、個人住民税賦課業務において必要時に情報を入手できる。	事後	
平成30年3月22日	ш з ④ з	地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」が追加されており、個人番号の追加が予想される。時期についても同上の条文により明記されている。	地方税法第321条の7の3及び総務省通知により、年金保険者による市町村に対する通知に個 人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑤ 1	(1)市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書に地方税法施行規則等で様式に個人番号の追加が予想される。	(1)地方税法施行規則第10条により、市区町村へ提出される給与支払報告書、公的年金等支払報告書、市民税・県民税申告書様式に個人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	II 3 ⑤ 1	(2)国税庁(税務署)から回付される確定申告書 には、様式に個人番号を追加されている。(国税 通則法第124条)	(2)国税通則法第124条により、国税庁(税務署)から回付される確定申告書様式に個人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	Ш 3 ⑤ 2		番号法第14条並びに静岡市行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用等に関する 条例第4条において個人番号利用事務実施者は 他の個人番号利用事務等実施者に対して個人 番号の提供の要請が認められており、個人住民 税賦課業務において必要時に情報を入手でき る。	事後	
平成30年3月22日	Ш 3 ⑤ З	地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」が追加されており、個人番号の追加が予想される。時期についても同上の条文により明記されている。	地方税法第321条の7の3及び総務省通知により、年金保険者による市町村に対する通知に個 人番号が追加されている。	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑦ 使用部署	各市税事務所	清水市税事務所	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑧ 使用方法	1 課税準備事務 市民税・県民税申告書に個人番号を出力し発 送する。	(削除)	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑧ 使用方法	3 賦課決定事務 (2)普通徴収納税通知書及び特別徴収税額通 知書に個人番号を記載する。	2 賦課決定事務 (2)特別徴収税額通知書(当初課税分)に個人 番号を記載する。	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑧ 使用方法	4 賦課変更事務 普通徴収納税通知書及び特別徴収税額決定 通知書に個人番号を記載する。	3 賦課変更事務 特別徴収税額決定通知書(当初課税分)に個 人番号を記載する。	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑧ 情報の突合	1 上記項番1、2、3、4、5において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2 上記項番3の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	1 上記項番1、2、3、4において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 2 上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 4 委託事項2 ⑥	株式会社 e-エントリー	株式会社e-エントリー、株式会社コピング	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先1	保健福祉局福祉部保険年金管理課	保健福祉長寿局健康福祉部保険年金管理課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先1 ①		静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先1 ②	国民健康体院院の興味 桁刊寺	1 国民健康保険業務における被保険者の資格、保険給付及び保険料賦課事務 2 後期高齢者医療事務における被保険者の資格、保険給付及び保険料賦課事務 3 国民年金法に基づき日本年金機構が行う国民年金業務における被保険者の資格、年金及び保険料に関する報告の求めに対する事務	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先2	保健福祉局福祉部介護保険課	保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先2 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先2 ②	┃ 	   介護保険業務に係る保険料賦課及び給付事務	 事後	
		<u> </u>	1		l

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先3	子ども未来局子ども未来課	子ども未来局子ども家庭課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先3 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先3 ②	<ul> <li>1 児童手当給付事業</li> <li>2 児童扶養手当給付事業</li> <li>3 乳幼児医療費助成事業</li> <li>4 母子家庭等医療費助成事業</li> <li>5 母子家庭等日常生活支援事業</li> <li>6 母子家庭自立支援給付金事業</li> <li>7 児童短期入所生活援助事業</li> <li>8 子育て支援ヘルパー派遣事業</li> </ul>	1 児童手当給付事業 2 児童扶養手当給付事業 3 母子家庭等医療費助成事業 4 母子家庭等日常生活支援事業 5 高等職業訓練促進給付金等支給事業 6 自立支援教育訓練給付金事業 7 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金 8 交通遺児等福祉手当事業	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先4 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先4 ②	保育料の算定業務	教育・保育施設等に係る利用者負担額算定業務	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先5	保健福祉局福祉部障害者福祉課	保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課	——————— 事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先5 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先5 ②	1 自立支援給付支給認定事業 2 自立支援医療支給認定事業 3 特別児童扶養手当給付事業 4 障害者紙おむつ支給事業 5 補装具支給事業 6 日常生活用具助成等事業 7 重度心身障害者医療費助成事業 8 身体障害者訪問入浴サービス運営事業 9 障害者地域生活支援事業 10 重度身体障害者住宅安心システム事業事業 11 障害児施設給付事業	<ul> <li>1 自立支援給付支給認定事業</li> <li>2 自立支援医療支給認定事業</li> <li>3 特別児童扶養手当給付事業</li> <li>4 障害児福祉手当及び特別障害者手当給付事務</li> <li>5 補装具支給事業</li> <li>6 重度心身障害者医療費助成事業</li> <li>7 障害者地域生活支援事業</li> <li>8 障害児施設給付事業</li> </ul>	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先6	保健福祉局福祉部福祉総務課	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先6 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先7	保健福祉局福祉部福祉総務課	(特定個人情報の授受にあたらないため削除)	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先8	保健福祉局保健衛生部精神保健福祉課	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所精神保健福祉課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先8 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先8 ②	1 自立支援給付支給認定業務 2 自立支援医療支給認定業務 3 移動支援利用費助成事業 4 措置費用徴収額認定業務 5 日本放送協会受信料免除基準該当証明事務 6 重度心身障害者医療費助成交付業務	1 自立支援給付支給認定業務 2 重度心身障害者医療費助成交付業務	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先9	保健福祉局保健衛生部保健予防課	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健所保健予 防課	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先9 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先10 ①	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	静岡市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用等に関する条例 第4条第1項	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先12	子ども未来局子ども未来課	(特定個人情報の授受にあたらないため削除)	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先13	子ども未来局子ども家庭課	(特定個人情報の授受にあたらないため削除)	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 5 移転先15	教育委員会事務局教育局学事課	(特定個人情報の授受にあたらないため削除)	事後	
平成30年3月22日	(別紙)番号法第19条第7号に 定める提供先一覧		項番「48」2つあるため削除 項番「117」削除 項番「38」「85ー2」追加 項番「118」を「119」に修正	事後	
平成30年3月22日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目		ファイル項目の追加(赤字部分)	事後	
平成30年3月22日		054-221-1043	054-221-1558	事後	
平成30年3月22日	I 7 ②(固定資産税)	固定資産税課長 小長谷 敏行、納税課長 福地 秀明	固定資産税課長 上口 俊明、納税課長 小長谷 敏行	事後	
平成30年3月22日	Ⅱ 3 ⑦(固定資産税)	財政局税務部固定資産税課、各市税事務所	財政局税務部固定資産税課、清水市税事務所	 事後	
	I 2. システム2②5(1)非違事 項連絡箋作成機能	賦課・更正時に確認確認した所得税非違事項に ついて連絡箋(地方税法第317条に基づく通知) 等を作成する。	賦課・更正時に確認した所得税非違事項について連絡箋(地方税法第317条に基づく通知)等を作成する。	事後	誤字の修正であり、重要な変 更に当たらない。
	I 2. システム2②7収納管理 事務向け機能	収納・滞納整理管理システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ 変更するものであり、重要な変 更に当たらない。
	I 2. システム3②4特別徴収 税額通知データの連携機能	特別徴収義務者に対して、地方税ポータルセンタを通じて特別徴収税額を通知データを送信する。	特別徴収義務者に対して、地方税ポータルセンタを通じて特別徴収税額の通知データを送信する。	事後	誤字の修正であり、重要な変 更に当たらない。
		年金保険者に対して地方税ポータルセンタを通 じてと年金特徴に係る通知データをを送受信す る	年金保険者に対して、地方税ポータルセンタを通 じて年金特徴に係る通知データを送受信する。	事後	誤字の修正であり、重要な変 更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 2. システム5①システムの 名称	収納・滞納整理管理システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ 変更するものであり、重要な変 更に当たらない。
	I 2システム10		課税資料イメージ管理システム追加	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更に当たらない。
	I 4. ①1	告書等の課税資料等への個人番号の記載及び	番号制度開始により、課税資料等へ個人番号が記載されることになり、受付した課税資料を基に個人住民税システムで賦課データを作成するため。	事後	特定個人情報ファイルの実際 の取り扱い状況を反映する。こ のことは、事前の提出等が義 務付けられる重要な変更に当 たらない。
	Ι7. ②所属長の役職名	市民税課長 渥美 信明、納税課長 小長谷 敏行	市民税課長、 納税課長	事後	様式変更に伴う修正のため、 重要な変更に当たらない。
	I (別添1)事務の内容		課税資料イメージ管理システム追加	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更に当たらない。
	I (別添1)事務の内容	収納・滞納整理管理システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ 変更したものであり、重要な変 更に当たらない。
	I (別添1)(備考)1⑤	住民基本台帳ネットワークシステムから生成した 個人番号等の住民記録情報を団体内統合宛名 システム・宛名システム等へ連携	課税資料のイメージデータを生成し、課税資料イメージ管理システムへ登録	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更に当たらない。
	I (別添1)(備考)1⑥	宛名システムを参照し、賦課期日現在の課税対 象者情報を個人住民税システム上に作成	住民基本台帳ネットワークシステムから生成した 個人番号等の住民記録情報を団体内統合宛名 システム・宛名システム等へ連携	事後	課税資料イメージ管理システムに関する記載の追加に伴い項目番号が変更したものであり、重要な変更に当たらない。
	I (別添1)(備考)1⑦	情報提供ネットワークシステムにより静岡市以外 の住民登録者の課税状況等を照会	宛名システムを参照し、賦課期日現在の課税対 象者情報を個人住民税システム上に作成	事後	課税資料イメージ管理システムに関する記載の追加に伴い 項目番号が変更したものであ り、重要な変更に当たらない。
	I (別添1)(備考)1⑧		宛名番号や個人番号などを課税資料のイメージ データに紐づけるデータを課税資料イメージ管理 システムに登録	事後	課税資料イメージ管理システムの導入に伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更に当たらない。
	I (別添1)(備考)1⑨		情報提供ネットワークシステムにより静岡市以外 の住民登録者の課税状況等を照会	事後	課税資料イメージ管理システムに関する記載の追加に伴い 項目番号が変更したものであ り、重要な変更に当たらない。
	I (別添1)(備考)2②	収納・徴収支援システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ 変更するものであり、重要な変 更に当たらない。
	I (別添1)(備考)4①	収納・徴収支援システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ 変更するものであり、重要な変 更に当たらない。
	I (別添1)(備考)5①	収納・徴収支援システム	徴収・収納支援システム	事後	システム名称を正式な名称へ 変更するため、重要な変更に 当たらない。
	II 3. (8)2(2)	特別徴収税額通知書(当初課税分)に個人番号 を記載する。	給与所得に係る特別徴収義務者に税額通知を 送付する。	事後	国の方針変更に対応するため の事務の整理に伴う修正であ り、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ3. ⑧3賦課変更事務	特別徴収税額決定通知書(当初課税分)に個人 番号を記載する。	給与所得に係る特別徴収義務者に税額通知を 送付する。	事後	国の方針変更に対応するため の事務の整理に伴う修正であ り、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ 4. 委託事項2⑦	再委託しない	再委託する	事後	「重要な変更」として事前に再評価を行うべきところ、緊急的に再委託の必要性が生じたため、再委託を承認した。税制改正や電子申告環境の整備などにより業務内容の多様化・高度化が見込まれ、今後も再委託の必要性が想定されることから評価書を修正した上で事後報告をする。
	Ⅱ 4. 委託事項2⑧		委託業者よりあらかじめ書面で再委託の理由及 び再委託先、再委託する業務の内容について記 載した申請を受けることで再委託の妥当性を判 断し、承認する。	事後	個人住民税課税資料データエントリー業務を「再委託する」へ変更することに伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更に当たらない。
	Ⅱ4. 委託事項2⑨		委託内容の一部	事後	個人住民税課税資料データエントリー業務を「再委託する」へ変更することに伴い記載を追加する。これは、重要な変更とされる記載項目でないことから、事前の提出等が義務付けられる重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 4. 委託事項3⑥委託先名	TIS株式会社	株式会社TKC	事後	委託先の変更であり、重要な 変更に当たらない。
	Ⅱ 4. 委託事項4		課税資料イメージ管理システムASPサービス提供業務追加	事後	「重要な変更」として事前に再評価を行うべきところ、既に評価済みの個人住民税システムへの機能追加と捉えたため、委託業務を実施したが、その判断が誤りであった。業務効率化・セキュリティ強化の観点から今後も必要な委託業務と位置づけられるため評価書を修正した上で事後報告を計業をといる。なお、当該システム(委託業務)の追加は、情報連携に直接影響を及ぼさない。
	Ⅱ5. 提供移転の有無	移転を行っている 15件	移転を行っている 17件	事後	移転先追加に伴う件数の修正 であり、重要な変更に当たらな い。
	Ⅱ 5. 提供先1(別紙)項番29	(提供先における用途)地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収	(提供先における用途)地方税法その他の地方 税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 による地方税の賦課徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	事後	脱字の追加であり、重要な変 更に当たらない。
	Ⅱ 5. 提供先1(別紙)項番31	(提供先)第16号に規定する事業主体である都 道府県知事又は市町村長	(提供先)公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事後	脱字の追加であり、重要な変 更に当たらない。
	Ⅱ5. 提供先1(別紙)項番113	(提供先)文部科学大臣、都道府県、知事又は都 道府県教育委員会	(提供先)文部科学大臣、都道府県知事又は都 道府県教育委員会	事後	誤字の修正であり、重要な変 更に当たらない。
	Ⅱ 5. 提供先2⑥		紙による提供を削除	事後	国の方針変更に対応するため の事務の整理に伴う修正であ り、重要な変更に当たらない。
	Ⅱ5. 移転先9②		3 感染症入院医療費公費負担決定業務 4 指定医療費(指定難病)支給認定業務 を追加	事後	県より移管された事務等の追 加であり、重要な変更に当たら ない。
	Ⅱ 5. 移転先12		静岡市職員の児童手当認定業務に係る移転先 の追加	事後	行政機関内での他部署への移転であり、事前通知事項に該当せず、重要な変更に当たらない。
	Ⅲ4. 再委託先による特定個 人情報ファイルの適切な取扱 いの確保	再委託していない	十分に行っている	事後	個人は一葉のでは、「神のでは、神のでは、「神のでは、神のでは、「神のでは、「神のでは、神のでは、「神のでは、神のでは、神のでは、神のでは、神のでは、神のでは、神のでは、神のでは、
	Ⅲ4. 再委託先による特定個 人情報ファイルの適切な取扱 いの確保 具体的な方法		再委託先との契約書等に、特定個人情報の取扱 いに関する仕様書の内容を準用する旨の明記を することを委託先への義務としている。	事後	個人住民税課税資料デする」へ変更することに伴い記載を写真まままで更する。この項目は、「重要を行うべきところ、緊急的に再要できところ、緊急的に再委託の必要性が生じたため正によりが多くである。今後も再会というできなが見込まが見いた。では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次